

第1回有識者会議 委員発言要旨

伊藤 座長

- ①IR誘致が和歌山にとってどういう意義があるか、和歌山はどう関わるかを考えるべき。
- ②経済や雇用等の効果も大事であるが、地域がどう関わっていくかの方が重要。依存症について積極的に考えることや地域の観光につなげること、或いは食に関する取り組みなど、さらに掘り下げていくことが必要。

石川 委員

- ①コンセプトの具体化を進めた方がより訴求力が出るのではないか。
- ②県想定のスケジュールが厳しい中では、事業者のアイデア、県側の対応について早く対話を進めるべき。
- ③事業者は営利企業であるので、公益を追求する自治体とは利害関係が必ずしも一致しない場合があることに留意。
- ④事業者との接触について、県としてのガイドラインを作成すべき。
- ⑤選定されれば20～30年のプロジェクトになるため、県の中にノウハウ、経験が蓄積されるよう十分な人材、予算を投入すべき。

大久保 委員

- ①自然に恵まれ、豊かな食文化が開けているにも関わらず、合理性、機能性のある簡便な生活に向かったことで、日本人の食生活は変化。和食を発信できる場所が必要。IR内にそれができる施設があれば良い。
- ②オリンピックの選手村でもGAP制度を取っているものを活用しようとしているが、県別で差が大きい。IRのようなリゾート施設で、和歌山の食材を使う、日本の食材を取り入れていくべき。

久保 委員

- ①観光振興のうえでは、プロダクトアウトではなく消費者が求めるマーケットイン。一方、IRは刑法の違法性を阻却までしてきた制度であるため、消費者・利用者の需要だけを見るというのでは不十分。日本、和歌山として利用者に訴えたいことを考えるべき。
- ②和歌山IRを文化性とかスピリチュアルな精神性をもってとした場合、具体的にはそうした所へのアクセス基地になるのもひとつの方法。文化精神性を唱えると共にそれに対する接近性をも確保することが強みになるのではないか。
- ③和歌山が選択されるためには、海浜を活かす、山・森を活かすなど、差別性の武器として精神性と自然の特色を活かすことが大事。自然との一体、共生を訴えることとしたうえで、事業者とすりあわせるようなことを考えるべき。
- ④IR誘致が成功したとして、物理的なステップアップは必要。造って終わりではなく、差別性を維持し続けるためにも、物理的な場所を確保する方法、手段、手順を考えるべき。

- ①他自治体の状況をみれば、和歌山は準備が整っていて早い者勝ちであれば有利。県の準備は整っていることをアピールすることが大事。
- ②日本では法制度が厳しく、国際的な競争が出来るカジノにならない可能性が高いため、カジノ収益にのみ頼るIRではなく、カジノ以外の施設でもある程度の収益を見込めることが必要ではないか。
- ③和歌山には魅力ある施設が点として存在しており、線で繋がっていない。IRを機にこうした点を線で結ぶことも目標として考えるべき。
- ④リゾート型とは、本来持っている観光地としての魅力をさらに高めるプラスα要素としてのカジノ・IRではないか。

佐伯 委員

- ①大阪とシナジー効果を発揮するためにも、和歌山らしさを活かすということは何かということがキーワードになるのではないか。海山川、熊野古道や高野山といったものは和歌山固有の物。
- ②官民連携が大切で、事業者の創意工夫を活かし、魅力ある提案ができるような柔軟性が重要ではないか。
- ③地域住民の理解を得るためにも、周辺地域にもメリットがある計画とすべきであり、渋滞対策等インフラ強化や地震津波対策はハードソフト両面を合わせて進めて行くべき。渋滞対策は陸海空、公共交通も含めて強化することに期待。合わせて、沿道景観といったソフト面への配慮も必要ではないか。
- ④IRについて誤解されているところもあるので、県民に分かるような広報に努めるべき。

谷口 委員

- ①関西でも韓国・中国・台湾を中心にインバウンドが好調。1兆円を超える市場になっているが持続的に拡大させなければならぬ。
- ②さりとて、大阪・京都に集中しており、関西全域の持つ魅力を最大限活用出来ていないのが現状。広域周遊を実現するためにもIR誘致は非常に大きな意味を持つ一方、近隣諸国で開業している中で、国際的な競争市場で戦わなければならぬ。そうした中では、和歌山ならではの魅力が必要。
- ③減災・防災の観点から、マリーナシティでIRを開業しても大丈夫ということアピール出来るくらいのレベルまで対策しておくことが必要ではないか。

森 委員

- ①依存症になられた方をどうするかを考えるのは精神医学。心理学では依存症にならずにカジノでも楽しく遊ぶ仕組みを考える。
- ②ギャンブル依存には個人差が大きい。ギャンブルにのめり込むかどうかは、環境要因のほか脳の仕組みや遺伝子などの要因も加わる。昔からパチンコなどゲーム依存の問題があったが依存になるプロセスの解明や依存対策の研究予算は十分ではなかった。
- ③今回の法律では依存症対策を重視しているため、昔からあるゲームやアルコール依存など様々な依存に対する根本的な対策への支援にもつながる可能性がある。さらに、ゲームとの付き合い方や遊び方の示唆も得られるのではないか。 2

吉川 委員